

子発0123第1号  
社援発0123第3号  
障発0123第2号  
老発0123第3号

令和2年1月23日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

厚生労働省老健局長

( 公 印 省 略 )

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」の一部改正について

通所施設を設置する場合の要件緩和については、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により定められておりますが、今般、当該通知を別添のとおり改正し、令和2年4月1日から適用することといたしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

新	旧
<p style="text-align: right;">障 第 670 号 社 援 第 2029 号 老 発 第 628 号 児 発 第 732 号 平成 12 年 9 月 8 日</p>	<p style="text-align: right;">障 第 670 号 社 援 第 2029 号 老 発 第 628 号 児 発 第 732 号 平成 12 年 9 月 8 日</p>
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>
<p style="text-align: center;">厚生省大臣官房障害保健福祉部長  厚生省社会・援護局長  厚生省老人保健福祉局長  厚生省児童家庭局長</p>	<p style="text-align: center;">厚生省大臣官房障害保健福祉部長  厚生省社会・援護局長  厚生省老人保健福祉局長  厚生省児童家庭局長</p>
<p style="text-align: center;">国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて 既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について（通知）</p>	<p style="text-align: center;">国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて 既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について（通知）</p>
<p>従来、社会福祉法人（以下「法人」という。）が通所施設を設置する場合には、通所施設を経営する事業を行うために直接必要なすべての物件について、当該通所施設の設置者たる法人が所有権を有していることを条件にしてきたところ です。</p> <p>法人による通所施設の経営が安定的、継続的に行われるためには、通所施設の設置に必要な不動産のすべてについて、当該通所施設の設置者たる法人が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望ましいことですが、その一方で、通所施設は入所施設と比較してその整備の機動性・弾力性を確保する必要があります。</p> <p>そのため、今般、地域の実情に応じた取組みを容易にする観点から、従来の取扱いを改めることとし、既設法人が国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて通所施設を設置する場合には、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。</p>	<p>従来、社会福祉法人（以下「法人」という。）が通所施設を設置する場合には、通所施設を経営する事業を行うために直接必要なすべての物件について、当該通所施設の設置者たる法人が所有権を有していることを条件にしてきたところ です。</p> <p>法人による通所施設の経営が安定的、継続的に行われるためには、通所施設の設置に必要な不動産のすべてについて、当該通所施設の設置者たる法人が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望ましいことですが、その一方で、通所施設は入所施設と比較してその整備の機動性・弾力性を確保する必要があります。</p> <p>そのため、今般、地域の実情に応じた取組みを容易にする観点から、従来の取扱いを改めることとし、既設法人が国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて通所施設を設置する場合には、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。</p>

新	旧
<p>なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。</p>	<p>なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 要件緩和の内容</p> <p>(1) 既設法人（第一種社会福祉事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に掲げるものに限る。）又は第二種社会福祉事業のうち<u>放課後児童健全育成事業、</u>保育所を經營する事業若しくは障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行うものに限る。）が以下に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ <u>放課後児童健全育成事業所、</u>保育所又は児童家庭支援センター</p> <p>⑤～⑧ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>①・② （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>1 要件緩和の内容</p> <p>(1) 既設法人（第一種社会福祉事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に掲げるものに限る。）又は第二種社会福祉事業のうち保育所を經營する事業若しくは障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行うものに限る。）が以下に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 保育所又は児童家庭支援センター</p> <p>⑤～⑧ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>①・② （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>2 （略）</p>